

一經 過

1) 労働者側

A 廿一日 契約文相合協議會ヲ開催シテ
 一 船主側ハ仕込金ノ植下ヲ承認シ事業ヲ継続セシムルコト
 一 スハ解雇ヲ明年一月迄保留セシムルコト
 一 船主側ハ此ノ案ヲ承認シ

B 船主側ハ合同ハ國際運送ト合同シタルモノニシテ今年後業ヨリノ
 危機ニ當リトシテ廿三日別記ノ如キ指令ヲ發シタリ
 必事業主側

特異ノ行動ナクモ 船主側強硬ナリ
 交渉状況

A 廿四日午後三時ヨリ 船務所出張所ニシテ
 事業主側代理 大倉 仁雄
 労働者側 皆川 州 新井 幸三 外六名

会見シ 解雇手當問題ニ付折衝シタルニ纏ラス
 B 廿四日午後一時四十分ヨリ 船務所出張所ニシテ
 事業主側代理 大倉 仁雄

労働者側 皆川 州 新井 幸三 外六名
 會見シ

労働者側ハ前記協議會決定事項ニ基キ交渉ヲ進メ
 事業主側ハ交渉範圍ヲ解雇手當問題ニ限定セントシ遂ニ何れヤ
 纏ハズナク再會ヲ約シテ決別セリ
 左及中(通)外也